平成２５年（フ）第９８号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中２丁目23番地34
債務者　竹田　生子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番５―205号
債務者　鳴田美代子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
埼玉県越谷市大字弥十郎547番地23
債務者　海老原智恵子（旧姓石黒）
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
埼玉県草加市小山２丁目25番11号
債務者　三好　京子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
千葉市稲毛区黒砂台１丁目３番３号ＮＥＸＴＹＯＵ302号室、住民票上の住所栃木県真岡市田町３番地４
債務者　黒﨑　　章
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４４号
千葉市緑区土気町1417番地74
債務者　井上　雅司
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０６号
愛知県春日井市小野町２丁目71番地　愛知県住宅供給公社松河戸住宅421号
債務者　藤井　貴文
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２６号
名古屋市港区福田１丁目1118番地　グランディールＥ棟205号
債務者　酒井　里美
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２３号
愛知県小牧市藤島町梵天７番地　サープラスワンコーポ北里101号
債務者　杉山　和夫
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６号
高知市南御座５番34―1002号
債務者　祖川　達也
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５４号
高知市宝町17番６号　紫雲荘５号
債務者　竹内　末利
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６０号
高知市曙町１丁目15番３号　木の丸曙ハイツ102号室
債務者　田上みどり
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５０３号
大分市山津町２丁目１番６―303号　アドバンス山津
債務者　姫野こずえ
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７０１号
札幌市西区二十四軒３条５丁目７番２号　第１憩荘
債務者　小埜　大介
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８６号
北海道小樽市入船２丁目13番17号、申立時の住所札幌市豊平区福住２条６丁目７番23号マンション幸202号
債務者　藤本　利恵（旧姓坂野）
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３６号
札幌市東区北45条東12丁目１番１―409号
債務者　石田　篤司
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０号
群馬県前橋市粕川町深津1488番地３
債務者　真藤　正範（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５１号
群馬県渋川市上白井3685番地
債務者　後藤　真治
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係